

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 } 3 時間
無線工学 2 4 問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

〔1〕 総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に関する次の事項のうち、電波法（第5条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 2 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 3 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者

【解答】1

難易度★（絶対に正解したい）

免許取り消しという最も重い処分を受けてから2年は免許を与えないことができる、とされています。なお、選択肢3の「刑法に規定する罪」は、電波法とは関係ないので無線局免許の発行とは関係ありません。

[2] 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 を省略することができる。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

③ ①に違反して無線設備を運用した者は、1年以下の懲役又は に処する。

A	B	C
1 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	その一部	50万円以下の罰金
2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	当該検査	100万円以下の罰金
3 無線設備の設置場所	その一部	100万円以下の罰金
4 無線設備の設置場所	当該検査	50万円以下の罰金

【解答】3

難易度★★（難しいけど頑張って覚えたい）

選択肢3のように規定されています。

一陸特の出題の定番問題ではありますが、選択肢Aについては、「通信の相手方」「通信事項」の変更の工事については、無線設備自体には何ら変更が発生していないため誤りだと分かります。「無線設備の設置場所の変更」については、設備自体を移動させる際に装置が故障したり結線の誤りが発生したりするなど何らかの問題が起きる可能性があるため、検査を受ける必要があると覚えておきましょう。

[3] 「無人方式の無線設備」の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者が常駐しない場所に設置されている無線設備をいう。
- 2 他の無線局が遠隔操作をすることによって動作する無線設備をいう。
- 3 遠隔地点における測定器の測定結果を、自動的に送信し、又は中継する無人の無線設備をいう。
- 4 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。

【解答】4

難易度★（確実に正解したい）

次のように規定されています。

「無人方式の無線設備」とは、自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。

[4] 総務大臣が行う型式検定に合格したものでなければ施設してはならない無線設備の機器に関する次の事項のうち、電波法（第37条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であつて総務省令で定めるものを施設する場合を除く。

- 1 放送の業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 2 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 3 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 4 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局の無線設備の機器

【解答】3

難易度★（確実に正解したい）

周波数測定装置は、送信周波数を確認するという極めて重要な機器ですから、型式検定に合格したものでなければ施設できません。

[5] 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて A の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が A の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と B の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が C 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別段の定めがあるものは②にかかわらず、その定めるところによるものとする。

A	B	C
1 重要無線通信に使用する無線設備	利得及び能率	4 ナノワット
2 他の無線設備	電氣的常数	4 ナノワット
3 重要無線通信に使用する無線設備	電氣的常数	4 ミリワット
4 他の無線設備	利得及び能率	4 ミリワット

【解答】 2

難易度★（選択肢 B と C の組み合わせで確実に正答したい）

受信設備（ラジオなどの受信機）も、内部に発振回路を持っているため、装置の故障などが発生した場合に副次的に電波を発射し、他の無線設備に妨害を与える可能性があります。これを規制する条文です。

許される限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい抵抗器などを接続して測定し、4 ナノワット以下である必要があります。

[6] 無線局（登録局を除く。）に選任される主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の3、第34条の5及び第34条の7）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、当該主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施するなど、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 2 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、主任無線従事者として選任される日以前5年間に於いて無線局の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が3箇月に満たない者に該当しないものでなければならない。
- 3 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 4 無線局の免許人は、その選任の届出をした主任無線従事者に、選任の日から6箇月以内に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

【解答】 3

難易度★（定番問題。確実に正解したい）

主任無線従事者の選任は、予め届け出ではなく、選任後に届け出です。

[7] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第54条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局は、免許状に記載された目的又は A の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。

(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信

② 無線局を運用する場合においては、 B、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。

(2) 通信を行うため C であること。

A	B	C
1 通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	必要最小のもの
2 通信の相手方若しくは通信事項	無線設備	必要かつ十分なもの
3 通信事項	無線設備の設置場所	必要かつ十分なもの
4 通信事項	無線設備	必要最小のもの

【解答】1

難易度★（やさしい問題）

解答は選択肢1の通りです。選択肢A・B・Cのどれを取っても余り悩まずに正解が分かる問題です。

[8] 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第55条、第56条、第57条及び第59条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 無線局は、放送の受信を目的とする受信設備又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（注）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

【解答】2

難易度★★（消去法で求まる問題）

選択肢1・3・4は正しい記述で、これは比較的常識的に理解できるかと思います。

選択肢2については、電波法第56条に次のように規定されています。

第五十六条 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、遭難通信・緊急通信・安全通信・非常通信については、この限りでない。

[9] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第 7 4 条及び第 7 4 条の 2）の規定に照らし、
□ 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
においては、人命の救助、災害の救援、□ A □ の確保又は秩序の維持のために必要な通信を □ B □ ことができる。
- ② 総務大臣は、①の通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、
通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の措置を講じようとするときは、□ C □ の協力を求めることができる。

A	B	C
1 交通通信	電気通信事業者に要請する	無線従事者
2 電力の供給	電気通信事業者に要請する	免許人又は登録人
3 電力の供給	無線局に行わせる	無線従事者
4 交通通信	無線局に行わせる	免許人又は登録人

【解答】 4

難易度★★（定番問題）

非常の場合の無線通信については、選択肢 4 のように規定されています。選択肢 A・B・C とともにどれもが適合
してしまいそうな気がしますが、定番問題ですから必ず覚えておきましょう。

[10] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許人の総務大臣への報告等について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局の免許人は、次の(1)及び(2)に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

(1) 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。

(2) A 。

② 総務大臣は、 B その他 C を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

A	B	C
1 無線設備の機器の試験又は調整を行うために無線局を運用したとき	無線通信の秩序の維持	電波の能率的な利用
2 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき	混信の除去	電波の能率的な利用
3 無線設備の機器の試験又は調整を行うために無線局を運用したとき	混信の除去	無線局の適正な運用
4 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき	無線通信の秩序の維持	無線局の適正な運用

【解答】 4

難易度★（重要問題）

いわゆる「80条報告」という奴で、電波法等に違反して運用した無線局を認めた場合は、所定の手続きによって総務大臣に報告する「義務」があります。また、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するために必要があれば、総務大臣は無線局の免許人に対して報告を求めることもできます。

[11] 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に関する次の事項のうち、電波法（第72条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の空中線電力が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えていると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の周波数が免許状に記載された周波数以外のものであると認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波が重要無線通信に妨害を与えていると認めるとき。

【解答】2

難易度★（必ず正解しなければいけない問題）

電波の質が適合していないと、不要輻射等が他の無線局などに妨害を与える可能性があります。したがって、これが臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合です。

[12] 次の記述は、無線局（包括免許に係るものを除く。）の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を A なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める C ために必要な措置を講じなければならない。

A	B	C
1 廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出	1箇月以内にその免許状を返納	電波の発射を防止する
2 廃止しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受け	1箇月以内にその免許状を返納	他の無線局に混信その他の妨害を与えない
3 廃止しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受け	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	電波の発射を防止する
4 廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	他の無線局に混信その他の妨害を与えない

【解答】1

難易度★（簡単）

無線局の廃止は、許可を受ける必要はありません。その旨を届け出ればOKです。

無線局免許状が効力を失った場合は、一か月以内に免許状を返納です。

無線局の免許が失効した場合、真っ先に行うべきことは空中線の撤去等、電波の発射を防止するための措置で、それが一通り済んでから免許状を返納（そのために一か月の猶予がある）と考えればよいでしょう。